

II これまでの取組と課題

平成 29 年に改定した指針では、「農業の活性化による地産地消²の推進－医食農同源³による県民の健康増進－」を基本目標とし、「県民ニーズに応じた農畜産物の生産と利用の促進」、「安定的な農業生産と次世代への継承」、「環境と共に存する農業」の 3 つの施策の方向を定め、農業の持続的な発展に向けた取組を進めてきました。

主な取組としては、県産農畜産物の利用拡大のため、県民ニーズに応じた新鮮で安全・安心な農畜産物の生産・販売や 6 次産業化の取組の支援を行いました。

また、県民に安定的に県産農畜産物を供給するため、担い手の育成・確保や上級経営体⁴の育成、農業生産基盤⁵の整備等に取り組みました。

さらに、本県農業を持続的に発展させるため、環境と共に存する農業を目指し、農地の活用・保全や農業体験と交流の場の確保、環境保全型農業⁶の推進に取り組みました。

しかし、県産農畜産物の販売額や農地面積は減少しており、また、担い手の減少や高齢化が続いていることから、今後も、農地を維持し、県民に安定的に農畜産物を供給していくためには、引き続き、担い手を育成・確保するとともに、経営規模を拡大できる農業経営体⁷の育成が必要です。

また、県産農畜産物の販売額を増加させるためには、スマート技術の導入や農業基盤の整備等により生産性の向上を図るとともに、ブランド力の強化や高付加価値化が必要です。

² 地域の需要に即した生産を行い、その産物を地域で消費するための取組。

³ 病気を治療するのも、日常の食事をするのも、ともに生命を養い健康を保つために欠くことのできないもので、源は同じだという考えに、さらに食材等を育てる「農」を取り込んだ健康観のこと。

⁴ 優れた経営感覚を有し、常時雇用の導入等により高い生産力を確保した年間販売額 3,000 万円以上の経営体。

⁵ 農作物の生産に必要な頭首工、用水路、排水路、農道やほ場などの土地や施設。

⁶ 農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の低減に配慮した持続的な農業。

⁷ 農業を営む個人または法人（詳細は用語説明 51 ページを参照）。